

ID: 477

担当部署: 建設水道部 都市整備課 管理係

| | | | |
|---|----------------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 河川保全立体区域における行為の許可 | | |
| 法令名 根拠条項 | 河川法 第100条において準用する第58条の4第1項 | | |
| 法令番号 | 昭和39年法律第167号 | | |
| <p>【基準】</p> <p>法第58条の4第1項の規定による。 (河川保全立体区域における行為の制限)</p> <p>第58条の4 河川保全立体区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。</p> <p>(1) 土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為 (2) 工作物の新築、改築又は除却 (3) 載荷重が1平方メートルにつき政令で定める重量以上の土石その他の物件の集積</p> <p>河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。(埼玉県資料)</p> <p>14 第58条の4第1項(河川保全立体区域における行為の許可)</p> <p>(1)審査基準</p> <p>河川保全立体区域における許可を行うに当たっては、河川管理施設の保全上の支障の有無について審査を行い、河川管理施設の保全上の支障を生じるおそれがない場合に許可することができる。</p> | | | |
| 標準処理期間 | 10日(通知による。) | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成28年7月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |